**撮影支援に関する同意書**

依頼者は、日立市に撮影支援を依頼するにあたり、以下の同意事項を了解し、遵守するものとします。

１　依頼者の一般的義務

(1) 依頼者は、自己の責任においてロケハン及び撮影その他の活動(以下「撮影

等」)を実施するものとします。

(2) 依頼者は、撮影等において、法令等を遵守するものとします。日立市は、依

頼者が法令遵守をしていないと判断した場合に、撮影支援を中止することがあ

ります。

(3) 依頼者は、日立市の求めにより、日立市がロケ支援を実行するために必要な

協力又は作業を行うものとし、その必要な協力又は作業が行われない場合には、

日立市は、撮影支援を実行しないことがあります。

(4) 依頼者は、日立市との連絡にあたる担当者を明確にし、変更があった場合に

は直ちに通知するものとします。

２　事故等の防止

(1) 依頼者は、事故を防止するための最善の注意をし、必要な措置を取るものと

します。

(2) 依頼者は、撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、警察、

消防等への通報を含む適切な措置をとるものとします。

(3) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生した場合であって、依頼者が適

切な措置を取らないと日立市が判断したときは、依頼者は、日立市の指示に従

い直ちに撮影等を中止するものとします。

(4) 撮影等に関して事故その他のトラブルが発生したときは、依頼者は、日立市

に対して速やかに当該事故その他のトラブルを報告するものとします。

３　保険

(1) 依頼者は、撮影等に関して生ずる損害を対象とする損害保険に加入するもの

とします。

(2) 依頼者は、日立市が紹介したエキストラ、出演者、スタッフその他撮影等に

参加する者(以下「参加者等」)を撮影等に参加させる場合には、参加者等に生

ずる損害を保険の対象に含めるものとします。

(3) 依頼者は、日立市の求めがあった場合は、保険証書の写しその他依頼者が適

切な損害保険に加入したことを証明する書面を日立市に提出するものとします。

４　地域住民の合意形成、現地における調整等

(1) 依頼者は、撮影等について、地域住民の合意形成がなされるような必要な最

善の措置を取るよう努めるものとします。日立市は、かかる合意形成のための

措置に関して、依頼者に助言を行うことがあり、依頼者はかかる助言に基づき

必要な措置を取るよう努めるものとします。

(2) 依頼者は、撮影等を行う前に、当該撮影等の現場である土地建物等の所有者

又は管理者等から必要な許諾を事前に得るものとします。

(3) 依頼者は、撮影等を行うに当たり、騒音、夜間照明その他撮影等現場周辺の

地域住民等の迷惑となる行為を行なう必要がある場合は、事前に説明会を開催

するほか、当該住民等の理解を得られるよう努力するとともに、住民等への迷

惑を最小限にとどめるために合理的に必要な措置をとるものとします。

(4) 依頼者は、撮影等現場に観衆が集まった場合及び集まることが予想される場

合には、合理的に必要とされる警備及び交通整理を行うものとします。

(5) 依頼者は、撮影等に用いる施設の管理者等の指示を遵守するものとします。

(6) 依頼者は、撮影等に用いる施設を保全し、損害を与えることがないように努

めるものとします。また、撮影等に用いる施設に対して、改造、造作の設置そ

の他加工を加える必要がある場合には、事前にかかる施設の適切な管理者等の

承諾を得なければならないものとします。

５　第三者との関係

(1) 依頼者は、日立市が紹介した参加者等について、発生する参加者等の送迎、

誘導及びスケジュール管理を依頼者の責任で行うものとします。

(2) 依頼者は、日立市が依頼者に紹介した関係者等との間で行う契約の締結その

他の取引は、すべて依頼者が自己の責任において行うものとし、締結された契

約を遵守するものとします。依頼者がかかる関係者等との間でトラブル・紛争

が発生した場合でも、日立市は一切の責任を負わないものとします。

６　計画

(1) 依頼者は、撮影内容の詳細及び撮影スケジュールその他撮影支援に必要な情

報及び資料を、日立市の求めに応じて事前に日立市に提出するものとします。

(2) 依頼者は、日立市に提出した撮影内容、撮影スケジュールその他の計画に変

更が生じた場合には、直ちに日立市に通知するものとします。

７　原状回復等

(1) 依頼者は、撮影等が終了した後、撮影等に用いた場所又は施設等を速やかに

原状回復させ、かつ清掃するものとします。

(2) 依頼者は、撮影等が終了した後速やかに、撮影等に用いた場所又は施設の現

況写真を添えて、日立市に撮影等の終了を報告するものとします。

８　撮影支援の実行

(1) 日立市は、依頼者が求める撮影支援を実行するよう努めるものとします。

(2) 具体的な撮影支援の実行にあたっては、依頼者と日立市は必要な事項につい

て誠実に協議するものとします。

９　自然災害等の緊急時

　(1) 依頼者は、撮影中に市内で自然災害等による緊急時には、速やかに日立市に状

況を報告するものとします。

(2) 自然災害等による緊急時に、撮影等に用いる施設等が市民の安全を確保するた

めの避難所等に指定された場合、依頼者は、速やかに日立市の指示に従います。

10　損害賠償

(1) 依頼者は、関係者等を含む第三者に損害を与えた場合には、かかる損害を法

に従って賠償するとともに、依頼者の費用と責任でかかる第三者に適切に対処

し、日立市に対していかなる請求等をしないものとします。

(2) 依頼者によって日立市に損害が生じた場合、依頼者は、日立市に対しかかる

損害を賠償するものとします。

11　免責

(1) 日立市は、無償で依頼者の撮影等に協力するものであり、依頼者又は第三者

が撮影等に関していかなる損害を被った場合であっても責任を負わないものと

します。

(2) 依頼者は、撮影等に関して生じる一切の費用を負担するものとし、日立市

は、撮影等に関する費用について責任を負わないものとします。

(3) 依頼者は、撮影支援の結果、撮影等に必要な許可、同意、協力その他十分な

撮影支援の成果が得られない可能性があることを理解し、承諾します。日立市

は、撮影支援の成果が依頼者にとって十分でないことについて責任を負わない

ものとします。

(4) 日立市は、撮影等の企画内容によっては、ロケ支援の依頼を受けても、撮影

支援を実行できないことがあります。日立市は、依頼を受けたロケ支援を実行

できないことについて責任を負わないものとします。

(5) 依頼者が、日立市の撮影支援に必要な協力若しくは作業を行わず、又は日立

市の要請に応じない場合には、日立市は、日立市が撮影支援を実行しないこと

について責任を負わないものとします。

(6) 日立市は、日立市が依頼者に紹介した関係者等と依頼者との間における契約

その他の取引について責任を負わないものとします。

12　広報

(1) 日立市は、依頼者に対し事前に相談又は通知を行ったうえで、依頼にかかる

作品の情報を、製作風景の紹介、作品情報や公式サイトの紹介、独自ポスター

の作成その他の方法で日立市の広報に用いることがあります。

13　要請事項

(1) 日立市は、依頼者に対し、以下の要請をすることがあります。依頼者がかか

る要請に応じない場合には、日立市は依頼された撮影支援を実行しないことが

あります。

ア　日立市による撮影等現場の撮影(出演者が映りこまないものに限る)を

許可すること。

イ　日立市に撮影等の成果物を提出すること。

ウ　作品に日立市のクレジットを入れること。

エ　地元メディアによる撮影等現場の取材を承諾すること。

オ　撮影による経済効果測定のためのアンケートに協力すること。